

第7

「広域的なシステム全体の調整者」としての都の取組を進めます

【横断的取組】

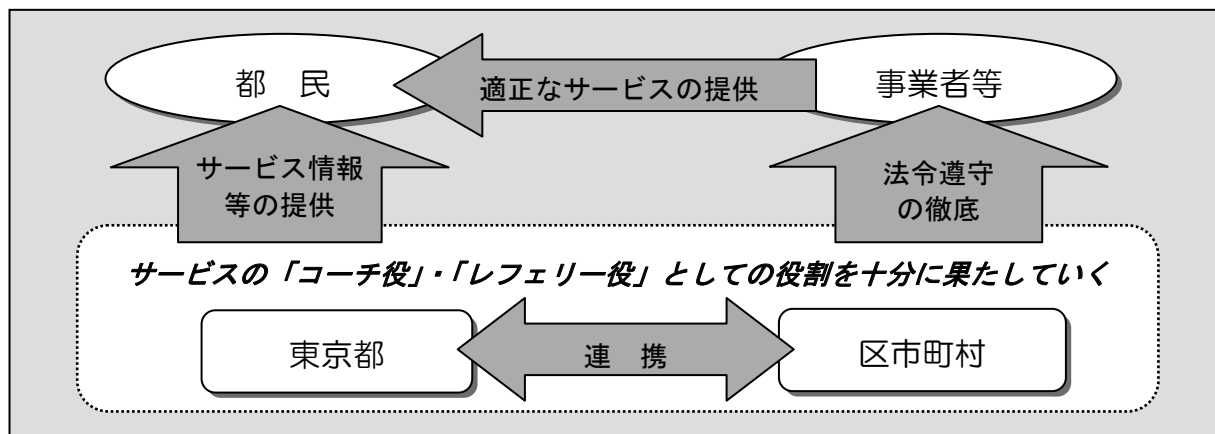
1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」に取り組みます ～指導検査の徹底とサービスの質の向上に向けて～

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を強化するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けたさらなる取組を推進します。

（コーチ役・レフェリー役としての役割を着実に推進）

- 多様な事業者等が提供する様々なサービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用する制度への移行が進んでいます。こうした中、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価、相談対応など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。それには、行政側が、関係法令に基づく適切な指導検査を通して「実地におけるコーチ役」を担い、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- また、事業者等が行った不正に対しては、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者身近な区市町村と連携しながら、「レフェリー役」としての役割を果たしていきます。

区市町村と連携しながら「実地におけるコーチ役」、「レフェリー役」を発揮



主な事業展開

- **社会福祉法人経営適正化事業** 49 百万円
 - ・ 社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の運営基盤を確立させるため、課題を抱える法人を早期に発見し、早期に対応する際の判断基準及び課題に応じた対応策を検証し、構築するとともに、法令基準違反を行う法人等の解消に向けた方策を検討し、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。
 - ・ また、社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、法人役員（理事・監事）の研修を行い、理事会機能・監事機能の活性化を図ります。

- **社会福祉法人経営施設等の財務分析強化学業の実施** 21 百万円
 - ・ 社会福祉法人が経営する施設等の財務状況等を調査分析し、経営上の問題点や施設運営に係る不適正事例を早期に発見し、迅速な改善を行うことにより、法人運営の健全化・安定化を図り、また、行政機関の行う効果的な指導検査の実施につなげます。

[平成 22 年度 1,183 施設]

- **区市町村と連携した不正防止対策の強化** 81 百万円
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、指導検査の手引書の作成や専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を実施します。
 - ・ 区市町村の実情に合わせた指導検査体制整備のため、財務会計処理や法律などに精通した外部専門家の活用や、職員の能力向上に向けた取組に対して、必要な経費を支援します。
 - ・ 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人に指定された財団法人東京都福祉保健財団において、区市町村が行う実地指導の一部業務を担うことにより、区市町村による指導検査の充実を図ります。

- **福祉サービス第三者評価の効果的な活用** 75 百万円
 - ・ 福祉サービス第三者評価システムをさらに普及させるとともに、在宅サービス事業者の運営実態に見合った評価手法にすることにより、受審率の向上を目指します。
 - ・ また、障害者サービスについて、新体系サービスへの対応など、評価項目の見直しを行います。
 - ・ あわせて、評価結果を活用した指導検査の重点化に取り組みます。

- **積極的な情報提供の実施** —
 - ・ 社会福祉法人・社会福祉施設や保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書などにより、分かりやすく利用しやすい方法で都民・事業者にも明らかにすることで、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

～ 分権時代に相応しい補助制度への改革 ～

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 26,368 百万円

- ・ 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子ども家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 11,960 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 2,834 百万円]

福祉保健区市町村包括補助事業の概要

基本的な枠組み		
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事业	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長3年）
選択事业	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事业	既存の個別事业	ポイントによる算定

区市町村に対する補助金改革の取組

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 19 年度	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 19 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の3分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。
平成 20 年度	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

3 福祉施設を対象とした様々な取組を推進します

～施設の耐震化や緑化の促進と施設経営改善のために～

利用者が日ごろから安心・安全に過ごせるよう、施設の耐震化の取組について支援するとともに、より充実した生活が送れるよう、緑に囲まれた環境を創出するための取組を実施します。

また、福祉施設を運営する法人を対象とした貸付制度により、福祉基盤の整備促進や経営の安定化に向けた支援を行います。

主な事業展開

- 耐震化の推進 759 百万円
 - ・ 昭和 56 年以前に建設された福祉施設のうち、約半数が耐震化に対応できていません。大震災から入所者等を守るため、民間福祉施設を対象に、耐震診断・耐震改修の補助制度により、耐震化を促進します。
[平成 22 年度：診断 122 施設、改修 56 施設]

- NPO 法人等への福祉施設整備等貸付制度 80 百万円
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構の融資制度を活用できない NPO 法人や民間企業に対する整備費及び運転資金等のつなぎ融資をすることで、福祉基盤の整備促進及び安定的な運営を支援します。

- 福祉施設緑化促進事業 2 百万円
 - ・ 緑あふれる東京の実現に向けて、福祉施設に対し、苗木の提供と植栽経費の補助を行うことにより、緑化を促進します。[平成 22 年度 20 施設]

- 社会福祉施設省エネ設備等導入モデル事業【新規】 28 百万円
 - ・ 東京の低 CO₂ 型社会への転換を促進するため、省エネ設備等の導入により、CO₂ 削減に取り組んだ都内の社会福祉施設の状況について効果検証を行い、社会福祉施設に対して普及啓発を行います。[平成 22 年度 4 施設]

4 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します

～法改正や社会状況を踏まえ、都立施設改革を一層推進～

平成 14 年度の都立施設改革への着手以降、「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」という基本方針に基づいて、都立施設の改革に取り組んできました。今後も、法制度や社会の状況を踏まえつつ、改革を着実に推進していきます。

○ 民間移譲又は廃止した施設 [29 施設]

- ・ 高齢者施設・・・・・・・・・・ 9 施設（うち廃止 6 施設、独立行政法人化 1 施設）
- ・ 児童福祉施設等・・・・・・・・ 2 施設
- ・ 障害者施設・・・・・・・・・・ 18 施設（うち廃止 1 施設）

○ 平成 22 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [2 施設]

- ・ 品川景德学園（児童養護施設）
- ・ むさしが丘学園（児童養護施設）

○ 平成 23 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [3 施設]

- ・ 網代ホームきずな（母子生活支援施設）
- ・ 新生寮（婦人保護施設）
- ・ 聴覚障害者生活支援センター（聴覚・言語障害者更生施設）

○ 平成 22 年 4 月に新サービス体系への移行を予定している施設 [8 施設]

- ・ 七生福祉園、千葉福祉園、八王子福祉園（知的障害者更生施設）
- ・ 日野療護園、清瀬療護園（身体障害者療護施設）
- ・ 清瀬喜望園（身体障害者入所授産施設）
- ・ 視覚障害者生活支援センター（視覚障害者更生施設）
- ・ 聴覚障害者生活支援センター（聴覚・言語障害者更生施設）

○ 指定管理者制度の活用

- ・ 指定管理者制度を導入している 35 施設について、平成 20 年度の管理運営状況の評価を実施しました。
〈評価結果〉優良：1 施設、良好：34 施設
- ・ 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていきます。

今後の主な取組

(高齢者施設)

介護保険サービスをはじめとした高齢者施策の充実を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

○ 板橋ナーシングホーム（介護保険施設）

- ・ 平成 25 年度の新施設開設をめざし、条件整備を進めていきます。

○ 東村山老人ホーム（養護老人ホーム）

- ・ 東村山キャンパス内に、要介護者を受け入れる民設民営の養護老人ホームのモデルとして、平成 22 年度以降整備を進めます。

(児童福祉施設等)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、児童養護施設全体の供給量の拡大などを進めつつ、都立児童養護施設については、指定管理期間を踏まえながら、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 品川景德学園、むさしが丘学園（児童養護施設）

- ・ 平成 22 年度の民間移譲を決定。

○ 網代ホームきずな（母子生活支援施設）、新生寮（婦人保護施設）

- ・ 平成 23 年 4 月の円滑な民間移譲に向けて、移譲先法人との間で引継ぎを行います。

(障害者施設)

法制度や社会の状況を踏まえつつ、新体系への移行を図りながら、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 聴覚障害者生活支援センター（聴覚・言語障害者更生施設）

- ・ 平成 23 年 4 月の円滑な民間移譲に向けて、新サービス体系へ移行後、移譲先法人との間で引継ぎを行います。

○ 新サービス体系への移行施設

（七生福祉園、千葉福祉園、八王子福祉園、日野療護園、清瀬療護園、清瀬喜望園、視覚障害者生活支援センター、聴覚障害者生活支援センター）

- ・ 平成 22 年 4 月、新サービス体系へ移行します。
- ・ また、上記以外の障害者施設についても、利用者の状況等を踏まえた施設のあり方等について検討を進め、新サービス体系への移行及び民間移譲に向けた条件整備等必要な改革を進めていきます。